

入会共有林の権利保全と移住者の 受け入れ・包摂の両立について

-京都府美山町の調査から-

立命館大学政策科学部高村学人ゼミ A 班

○白神幹也(Mikiya Shiraga)・西岡千鶴(Chizuru Nishioka)・宮原一輝(Kazuki Miyahara)
(立命館大学政策科学部政策科学科)

キーワード:認可地縁団体、移住者、入会共有林

1. 研究の背景

現在の日本が抱える深刻な問題に少子高齢化、山村部の過疎化が挙げられる。これにより集落機能の低下が生じている。移住者の受け入れを通してこれに歯止めをかけようという試みがある。しかし昨年度のゼミの調査から、移住者がせっかく来ても入会共有林の権利が無い場合、なかなか集落内で一人前と認められない風習があることが分かった。その結果、移住者の集落運営への関わりは一步引いた形になり、集落運営の担い手になっていない。

そもそも入会共有林とは江戸時代の入会地に由来しており、入会権は、昔からの家系を引き継いでいる者のみが原則持つことになる。また昔の世帯主が列挙された共有名義登記のままにしていると、権利が複雑化し、利用困難となる問題も存在している。

2. 先行研究

山下(2016)によると、認可地縁団体制度は、市町村の認可により法人格を得ることができるもので、これなら名義変更が必要なく安定的に不動産を所有できる。そのため地縁団体の認可数は毎年増加しているが、認可地縁団体では旧住民も新住民も同等に扱う必要があり、入会共有林からの収益を旧住民にのみ分配できない。

さらに山下(2006)によると、認可地縁団体に移行できる条件としては、入会集団と地縁団体構成員がほぼ一致していること、入会財産からの収益を個人配分した経験がないこと、収入がないこ

と、の以上3つの要件を全て備えていなければ、困難を伴うとされる。

ただし、山下でも認可地縁団体化したところでの旧住民と新住民のかかわりはどうなったかまでは論じられていないため、本研究でこの点を明らかにする。

3. 研究の目的と意義

過疎化が進む山村部であっても入会共有林の権利をめぐるトラブルを避けるためには、認可地縁団体化は急務である。移住者を同等な立場なものとして包摂する上でも望ましい。しかし認可地縁団体化には困難を伴うことがわかった。

そこで、1)認可地縁団体化に対する各集落の意向や権利複雑化の現状をまだ共有名義で入会を持っている集落への調査から捉え、2)すでに認可地縁団体化したところでは、それ以降、旧住民と新住民の関わりがどう変わったかを考察すること、を研究の目的とした。これにより認可地縁団体化の可能性を明らかにする。

4. 対象事例の説明

京都府南丹市美山町の平屋地区の全10集落と大野地区の小笹尾旧集落を調査対象とした。昨年度のゼミ調査報告書によると、平屋地区で既に認可地縁団体化した集落は、内久保集落のみである。他の9集落で現状の所有名義での問題点は尋ねたが、認可地縁団体化への意向や意見を去年度調査しなかったため、今年調査を行った。内久保では、認可地縁団体化後の変化を尋ねることにした。大野地区の小笹尾では平成22年に認可地縁

団体化しているため、ここでもその経緯や移住者との関係を尋ねた。

5. 調査の方法

2019年8月に調査合宿を行い、入会共有林の所有名義を認可地縁団体へ移行する可能性や、移住者の集落運営参加の様子を把握するために美山町の平屋地区10集落と大野地区小笹尾に実際に訪問し調査を行った。平屋地区では事前に送っていた調査票に記載した共通質問に回答してもらい、小笹尾では予め調査票は準備せずに聞き取り調査を行う形をとった。

6. 調査の結果

入会共有林の認可地縁団体化の各集落の意向については、平屋地区の内久保を除く3分の2の集落が反対と回答した。反対の理由は、先祖代々から手入れをしてきた木や土地が新住民と共有の財産になることに抵抗を感じるからと回答した集落が多かった他、上平屋では現状の去有名義でも入会共有林で不自由を感じていないから検討していないとの回答を得た。一方で下平屋、大内、荒倉は認可地縁団体化について肯定的な意向を示した。

この結果をふまえ、認可地縁団体化に反対の集落と賛成の集落の違いがどこにあるかを比較考察することにした。まず、昨年度調査記録に記された入会共有地の総面積の平均値を比較すると、認可地縁団体に賛成の4集落は30.75haであるのに対し反対の6集落は93.67haとなった。反対の集落の面積が大きいことが分かる。特に221haの面積を持つ野添は、平屋地区で唯一生産森林組合として入会共有林を管理しており、実際に利益を享受していた。従って、認可地縁団体化への反対の背景には、入会面積が広く、過去に林業から一定の利益をあげていたこと、今後もその可能性を見込んでいることがあるといえる。

つぎに、昨年度の調査記録に記された各集落の移住者戸数も平均値を比較すると、認可地縁団体に賛成の4集落はおよそ8戸で、反対の6集落はおよそ3戸だった。このことから認可地縁団体化に賛成の集落は、移住者が既に多く、同じような

資格を与える必要性に直面していることが伺える。実際、今回はじめて調査訪問した小笹尾では、移住者との関係は良好であり、移住者も積極的に集落の活動に参加している。

また内久保では、移住者に集落の役員の被選挙権を与えるようになっていた。ただし、移住者はスローライフをおくりたい考えの人と積極的に集落の運営に参加したい考えの人の2つのタイプに分かれており、前者が集落運営に消極的であるため他の住民と意識のずれが生じていることも分かった。

7. 結論

今回の調査から、①すでに認可地縁団体化した集落および認可地縁団体に賛成の集落、②それに反対の集落、は、入会共有林や集落の構造がくつきり異なっており、後者には認可地縁団体化とは別の政策を考える必要がわかった。

認可地縁団体に反対の集落では、旧住民がまだ山を管理しているが、移住者を増やすことに関しては反対というわけではない。そうであれば、現在は歴史に起因して重なっている集落の運営と山の管理を切り離し、集落の運営は新旧関係なく、山の管理は旧住民だけで行い旧住民だけの財産管理組合法人をつくるなど、集落運営と山林管理を明確に区別することが考えられよう。山の利益を完全に区別することで旧住民が新住民を受け入れやすくなると考える。

このように、権利の複雑化やトラブルを防ぐために認可地縁団体に移行することが難しい集落なら、財産の利益を受ける住民を区別することで移住者を受け入れと集落の運営の両立ができると考える。

参考文献

山下詠子(2006)「入会林野における認可地縁団体制度の意義 - 長野県飯山市と栄村の事例より」『林業経済』第59巻、第8号、p17-p32

山下詠子(2016)「多数共有地の現状と認可地縁団体制度 - 入会林野を例に - 」『都市問題』第107巻、第11号、p81-90